

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 12月 1日～ 2028年 12月 31日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：2024年12月までに、所定外労働を削減するため、実現可能な現場作成書類の電子化及びマニュアル化を実施し、働き方の意識向上のためノー残業デー制度を導入する

#### <対策>

- 2023年 12月～ 書類電子化のためのITツール導入  
現場にてITツールを活用し、問題点の検討
- 2024年 4月～ ・電子化可能な現場書類は全てITツールを用いて行う。  
・ノー残業デー制度の周知

目標2：計画期間内に、「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、社内通達により制度の周知を行う。

#### <対策>

- 2023年 12月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2025年 4月～ 制度導入  
社内通達による社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得促進を行い、有給休暇取得率100%を維持する。

#### <対策>

- 2023年 12月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2024年 4月～ 15分単位の有給休暇取得制度へと改正  
社内通達による社員への周知